

廃棄物の不法投棄・野外焼却・不適正保管は禁止されています

県・町では、廃棄物を適正に処理し、快適な生活環境を守るために、廃棄物の不適正処理行為に対して、監視・指導を行っています。

×罰則×

廃棄物を不法投棄した者および違法に野外焼却した者は、5年以下の懲役または1千万円以下の罰金（法人に対しては1億円以下の罰金）

◆不法投棄禁止

河川などの公共用地や他人の土地はもちろんのこと、自分の所有地内においても廃棄物の投棄や埋め込みは禁止されています。

◆不適正保管禁止

排出事業者は、産業廃棄物を処理または委託するまでは、法令で定められた保管基準に従って、適正に保管しなければなりません。

◆野外焼却禁止

次の場合を除き、廃棄物の焼却は禁止されています。

- ・廃棄物処理基準に従って行う焼却
- ・農林業を営むためにやむを得ない焼却
- ・宗教または風俗慣習上の行事のための焼却

主な保管基準

- ①周囲に囲いを設けること
- ②掲示板を設けること
- ③飛散、流出、地下浸透しないこと
- ④保管の高さを守ること
- ⑤ねずみ、蚊、ハエなどを発生させないこと

問合せ 秩父環境管理事務所 ☎23-1511
町民生活課環境衛生担当 ☎62-1230 内線105

10月1日は浄化槽の日

浄化槽は、保守点検・清掃・法定検査という維持管理が適正に行われることによって、私たちの生活から排出された汚水を浄化して、きれいな水を川に流すことのできる装置です。

浄化槽法では、定期的な保守点検・清掃のほかに、これらが適切に行われているかを検査するための法定検査の受検が義務づけられています。

◆法定検査を受検しない場合

指導・助言、勧告、改善命令がなされる場合があります。また、改善命令に従わないときは、罰則(30万円以下の過料)が科せられる場合があります。

問合せ 秩父環境管理事務所 ☎23-1511 町民生活課環境衛生担当 ☎62-1230 内線105

◆浄化槽をお使いの皆さまへ

10月から、(社)埼玉県浄化槽協会の職員が浄化槽の維持管理などについての説明にうかがいますのでご協力をお願いします。

問合せ 県水環境課里川再生担当 ☎048-830-3083

犬は正しく飼い、
犬の被害を防止しましょう



①犬は必ず登録し、生後3か月以上の犬には、毎年1回、狂犬病の予防注射をしなければなりません。まだ済んでいない場合には、必ず受けましょう。

②犬の放し飼いは危険なので禁止されています。

③犬の散歩は引き綱を付けて、フンはビニール袋などに入れて持ち帰るなど責任をもって始末しましょう。

④犬が人をかんだときは、保健所に連絡しましょう。また、かみ癖のある犬には口輪をかけるなど注意しましょう。

⑤飼う犬は終生飼いましょう。

問合せ

秩父保健所

☎22-33824

町民生活課環境衛生担当
☎62-11230 内線105

